

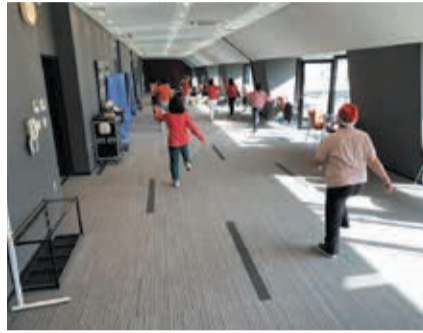
対=対象 定=定員、定数 料=料金、費用 ※料金について記載のない催しは入場無料(参加無料) 開=開所時間 休=休所日 申=申し込み 問=問い合わせ
 共通=共通の内容 手=手話通訳 要=要約筆記 担=市の担当課 F=FAX ネット=ネット窓口(電子申請)…インターネットで申し込みができます 北九州市 ネット窓口 検索

女性体操教室

ストレッチ体操やリズム体操など。いずれも全3回。10～11時30分(※は13時30分～15時)。▶浅生スポーツセンター(戸畑区浅生二丁目)=4月8～22日の毎週金曜日 ▶若松体育館(若松区古前一丁目)=4月12～26日の毎週火曜日 ▶※黒崎体育館(八幡西区藤田四丁目)=4月12～26日の毎週火曜日 ▶城野体育館(小倉南区八幡町)=4月13～27日の毎週水曜日 ▶※曾根体育館(小倉南区下曾根四丁目)=4月13～27日の毎週水曜日 ▶門司体育館(門司区高田一丁目)=4月14～28日の毎週木曜日。
 共通 対女性。室内用シューズが必要。問 市民文化スポーツ局スポーツ振興課 ☎582・2395へ。

シニア健康体操教室

ストレッチや簡単なエアロビクスなど。4月11日～6月20日のおおむね毎週月曜日(全10回) 10～11時30分、ミクニワールドスタジアム北九州(小倉駅北側)で。対60歳以上。定先着15人。料5000円。申3月17日からミクニワールドスタジアム北九州 ☎521・2020へ。



プロ野球公式戦「ホークス戦」観戦に親子を招待

試合は「福岡ソフトバンクホークス 対 東北楽天ゴールデンイーグルス」。4月16日(土)13時から、北九州市民球場(小倉北区三萩野二丁目)で。対4歳～中学生と保護者(1組5人以内、保護者は2人まで。子どもの人数を上回る保護者の参加は不可)。定400人。申往復はがき(1組だけ)に基本事項を書いて3月24日までに〒803-8501市民文化スポーツ局スポーツ振興課(☎582・2395)へ。ネットも可。



C級テニス大会(ダブルス)

男性の部と女性の部あり。4月17日(日)9～17時、北九州パレス(小倉北区井堀五丁目)で。対15歳以上(中学生は除く)。定先着各部16組(1組2人)。料1組2000円。申3月17日から同施設 ☎651・4600へ。

心も身体もリフレッシュ! シェイプアップヨガ

5月14日～6月18日の毎週土曜日(全6回) 13時30分～15時、ムーブ(小倉北区大手町)で。対女性。定10人。料5000円。託児(有料)は問を。申4月18日までに同施設 ☎288・6262へ。ネットも可。

令和4年度 土地・家屋価格等縦覧帳簿、固定資産課税台帳の閲覧

縦覧・閲覧の申請には、本人確認のためマイナンバーカードや自動車運転免許証などの顔写真付き公的証明書の提示が必要です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、閲覧はなるべく郵送による請求をご利用ください。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

4月1日～5月2日の毎週月～金曜日(祝日は除く) 8時30分～17時、対象資産を所管する市税事務所固定資産課課で。対納税者か代理人(委任状が必要)。

固定資産課税台帳の閲覧

●各市税事務所固定資産課課か各区役所税務課 4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、12月29日～1月3日は除く) 8時30分～17時。

●出張所 ▶曾根・折尾出張所=4月13日(水)・14日(木)の8時30分～17時 ▶松ヶ江・大里・島郷・八幡南出張所=4月15日(金)の8時30分～17時 ※両谷・東谷・上津役出張所では閲覧できません。

●財政局固定資産課 閲覧は償却資産だけ。4月1日からの毎週月～金曜日(祝・休日、12月29日～1月3日は除く) 8時30分～17時。

共通 対納税義務者などか代理人(委任状が必要)。借地・借家人なども出張所以外で閲覧できます(借地・借家人であることが確認できる書類などの提示が必要)。料1件300円(納税義務者などと代理人は、5月2日(月)までの縦覧期間中は令和4年度分に限り無料で閲覧できます(郵送での請求の場合は消印有効))。

固定資産課税台帳の郵送での請求方法

●請求に必要なもの

- ①固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請書
 ※申請書様式を利用しない場合=任意の用紙に「固定資産課税台帳(名寄帳)閲覧申請」と記入の上、申請者と納税義務者の住所、氏名(法人の場合は代表者印の押印か代表者の自署要)、生年月日と、日中連絡のとれる連絡先電話番号、物件の所在する区、必要な年度を記載したもの。
- ②申請者の本人確認書類
 マイナンバーカード、自動車運転免許証などの身分証明書の写し
- ③納税義務者以外が申請する場合は委任状の原本(委任者である納税義務者の自署か記名・押印によるもの)
 ※相続で必要な場合は相続人と被相続人の関係がわかるもの(戸籍の写しなど)
- ④申請者の住所・氏名を記載した返信用封筒(切手貼り付け)
- ⑤手数料分の定額小為替



▲申請書のダウンロードはコチラから

●郵送請求先

縦覧期間中(4月1日～5月2日)

資産が所在する区を担当する市税事務所の固定資産課課。東西の市税事務所に同時に請求する場合は、いずれかの市税事務所に合わせて請求可。(※償却資産だけの場合は、財政局固定資産課課へ)

上記以外の期間

東部市税事務所市民税課

〒803-8510 小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所4階)

土地に係る価格の修正と税の負担調整

地価の下落が認められた場合は、価格(評価額)を修正しています。また、前年度の課税標準額と今年度の価格との割合に応じて、税負担を調整しています。

審査の申し出

●令和3年度評価額について

価格が上昇した土地であっても税額を据え置く特別な措置が令和3年度に講じられたことに伴い、対象となった土地の令和3年度の価格について、令和3年度の納税通知書の交付を受けた日後15月を経過する日までの間、審査の申し出ができます。

●令和4年度評価額について

土地の分合筆や地目変換、家屋の新・改築などにより価格が新たに登録か修正されたものや土地の下落の適用に関する事項に限り、固定資産の価格に不服があれば、納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間、審査の申し出ができます。

納税通知書・課税明細書の送付

4月中旬に土地・家屋の納税通知書と課税明細書を送付します。資産が多い場合は、別々に送付する場合があります。

資産の所在地		請求・問い合わせ先	
土地・家屋	門司区 小倉北区	☎582・3371	東部市税事務所固定資産課 〒803-8510 小倉北区大手町1番1号(小倉北区役所4階)
	小倉南区	☎582・3372	
	若松区 八幡東区 戸畑区	☎642・1459	西部市税事務所固定資産課 〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15番3号(黒崎駅西側、コムシティ4階)
	八幡西区	☎642・1464	
償却資産	全区	☎582・3210	財政局固定資産課 〒803-8501 小倉北区城内1番1号(市役所6階)